

○多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱

平成21年3月31日多摩市告示第185号

改正

平成25年3月29日多摩市告示第166号
平成25年12月27日多摩市告示第570号
平成26年9月30日多摩市告示第407号
平成28年2月5日多摩市告示第38号
平成29年6月30日多摩市告示第366号
平成31年3月5日多摩市告示第54号
令和元年10月29日多摩市告示第197号
令和2年7月1日多摩市告示第314号
令和3年6月23日多摩市告示第302号
令和4年6月30日多摩市告示第356号

多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱

多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱（昭和59年多摩市告示第163号）の全部を改正する。

（目的等）

第1条 この要綱は、ひとり親家庭が、就業、技能習得等の自立に向けた活動、疾病等の理由により、一時的に生活援助若しくは子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉を増進することを目的とする。

2 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づき東京都が策定する東京都ひとり親家庭自立支援計画を推進するため、東京都が定める要綱及び要領に基づくひとり親家庭ホームヘルプサービス事業及びひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業の実施について定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、多摩市とする。ただし、多摩市は、対象家庭、利用者負担額及びホームヘルプサービス内容の決定を除き、この事業の一部を多摩市社会福祉協議会、母子・父子福祉団体、特定非営利活動法人、介護事業者等に委託することができるものとする。

（定義）

第3条 この要綱において「ひとり親家庭」とは、配偶者のない女子又は男子が現に20歳に満たない者（以下「児童」という。）を扶養している家庭をいう。

（派遣対象）

第4条 ホームヘルパーの派遣対象は、多摩市内に住所を有する児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事、育児等の日常生活に支障をきたしていると多摩市長（以下「市長」という。）が認める家庭とする。

- (1) ひとり親家庭となってから2年以内であり、生活環境が激変したため支援を必要とする場合
- (2) 児童を養育する者が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- (3) 児童を養育する者が就職活動、母子父子自立支援プログラムに基づいた活動等自立促進に必要と認められる活動を行う場合
- (4) 児童を養育する者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公式行事の参加等社会通念上必要と認められる理由により一時的に生活援助又は子育て支援を必要とする場合
- (5) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育する者が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合（所定労働時間内の就業である場合を除く。）等定期的に生活援助又は子育て支援を必要とする場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、ホームヘルパーを

派遣しないものとする。

- (1) 児童を養育する者が入院治療を要するとき、又は児童を養育する者若しくは児童が感染性の疾患を有しているとき。
- (2) 子育て支援を必要とする児童が、保育所、学童クラブ等を利用できるとき。
- (3) ホームヘルパーに対し、暴力脅迫等の非行があったとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホームヘルパーが正常なサービスを行うのに支障があると認められるとき。

(ホームヘルパー)

第5条 ホームヘルパーは、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すること。
- (3) 家事、介護及び育児の経験及び能力を有すること。
- (4) 次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者

イ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程又は3級課程を修了した者

ウ 保育士資格を有する者

エ 居宅において介護、家事援助その他の日常生活上の世話を必要とする者に対して行うこれらの業務に1年以上の従事経験を有する者

オ ホームヘルパーの業務の実施に必要な資格として市長が認めるものを有する者

カ ホームヘルパーの業務の実施に必要な研修として市長が認めるものを修了した者

- 2 ホームヘルパーは、ひとり親家庭に派遣される際、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(対象家庭の決定)

第6条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする者は、別に定めるひとり親家庭ホームヘルパー派遣申請書（以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき資格要件を審査し、派遣の可否を決定する。ただし、緊急を要すると市長が認める場合にあつては、申請書の提出を事後に行うことができる。この場合において、手続はできるだけ速やかに行うものとする。

(利用者負担額)

第7条 前条第2項の規定によりホームヘルパーの派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、ホームヘルパーの派遣を受けたときは、別表に掲げる利用者世帯の区分に応じ、同表に定めるところにより利用者負担額を負担するものとする。

(派遣辞退の申出及び違約金)

第8条 利用者は、派遣を辞退する場合には、派遣を受ける日の前日の午後5時までに市長又は第2条の規定により事業の委託を受けた者（以下「受託事業者」という。）に辞退する旨を申し出なければならない。

- 2 利用者は、前項の規定による申出を行わなかった場合は、違約金として600円を市長に支払わなければならない。

(ホームヘルプサービスの内容)

第9条 ホームヘルパーの行う業務は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

- (1) 食事の世話
- (2) 住居の掃除及び整理整頓
- (3) 被服の洗濯及び補修
- (4) 育児

(5) 利用者の居宅と多摩市内の保育園、学童クラブ等の間の送迎

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務

2 ホームヘルパーは、次に掲げる業務は行わないものとする。

(1) 庭の草取り、家屋の修理等日常的でないもの

(2) 商品の販売等当該家庭の生産的活動に関わるもの

(3) 病人の看護、医療行為等の専門的知識又は技術が必要なもの

(4) 犬又は猫の世話及び当該家庭の趣味に関わるもの

(5) 利用者の居宅以外において行う支援に関するもの（前項第5号に掲げる業務を除く。）

（業務時間等）

第10条 ホームヘルパーの業務は、1時間を単位とし、1時間以上の業務に対して派遣を行うものとする。

2 ホームヘルプサービスの初回の利用においては、利用者との調整等の業務を行うため、ホームヘルパーその他の職員を二人派遣するものとする。

（関係機関との連携）

第11条 市長は、この事業の円滑な運営を図るため関係機関と密接な連携を保つものとする。

（ホームヘルパーの守秘義務）

第12条 ホームヘルパーは、その業務を行うに当たって、対象者の人格を尊重し、当該家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（受託事業者の責務）

第13条 受託事業者は、事業の実施に当たり、対象となるひとり親家庭へのホームヘルパーの派遣について調整等を行うための職員を配置しなければならない。

2 受託事業者は、ホームヘルパーの業務に必要な研修を実施する等ホームヘルパーの資質の向上に努めなければならない。

（台帳等の整備）

第14条 市長は、事業の実施に必要な対象家庭台帳等を作成したうえ、これを常時整備し、事業の適正な実施を図るものとする。

（委任）

第15条 この要綱の実施に必要な事項は、子ども青少年部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第166号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第570号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年多摩市告示第407号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年多摩市告示第38号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年多摩市告示第366号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、改正後の多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るホームヘルパーの派遣について適用する。

附 則（平成31年多摩市告示第54号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年多摩市告示第197号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年多摩市告示第314号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年多摩市告示第302号）

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の規定は、令和3年7月1日以後のホームヘルパーの派遣について適用し、同日前のホームヘルパーの派遣については、なお従前の例による。

附 則（令和4年多摩市告示第356号）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のホームヘルパーの派遣について適用し、同日前のホームヘルパーの派遣については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

利用者世帯の区分		利用者負担額（1時間当たり）
1	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	0円
2	児童扶養手当支給水準世帯	150円
3	前2項に掲げる世帯以外の世帯	300円

備考

- 1 利用者世帯の区分の確認について

利用者世帯の区分は、原則として申請書に所得状況を証する書類又はその写しを添付させること等により審査し確認すること（提示させて確認する者については、必ずその写しを添付すること。）。

- 2 この表に定める額は1時間当たりの利用者負担額とし、その額に派遣時間数を乗じて得た額を利用者負担額とする。